○農林水産省告示第三百二十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十八年七月二十七日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年三月六日

農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号　第21850号
2　登録年月日　平成24年7月26日
3　農林水産植物の種類
Glycine max (L.) Merr.
4　登録品種の名称　SAKSOY005
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号

○農林水産省告示第三百三十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十八年七月三十日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年三月六日

農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号　第22594号
2　登録年月日　平成25年7月29日
3　農林水産植物の種類
Brighamia insignis A. Gray
4　登録品種の名称　KIRSTEN
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Van der Arend tropical Plantcenter B.V.
Lange Broekweg 17, 2671DT Naaldwijk, The Netherlands

1　登録番号　第22595号
2　登録年月日　平成25年7月29日
3　農林水産植物の種類
Camellia L.
4　登録品種の名称　金沢秋天
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
千田清司
石川県金沢市高畠1丁目246番地

1　登録番号　第22596号
2　登録年月日　平成25年7月29日
3　農林水産植物の種類
Camellia L.
4　登録品種の名称　金沢斑入小町
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
千田清司
石川県金沢市高畠1丁目246番地

1　登録番号　第22597号
2　登録年月日　平成25年7月29日
3　農林水産植物の種類
Camellia L.
4　登録品種の名称　金沢夢姿
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
千田清司
石川県金沢市高畠1丁目246番地

1　登録番号　第22602号
2　登録年月日　平成25年7月29日
3　農林水産植物の種類
Primula L.
4　登録品種の名称　春ごろも
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
石塚健壽
東京都東久留米市滝山7―23―1

1　登録番号　第22614号
2　登録年月日　平成25年7月29日
3　農林水産植物の種類
Zea mays L.
4　登録品種の名称　JFZ20
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
一般社団法人日本草地畜産種子協会
東京都千代田区神田紺屋町8番地アセンド神田紺屋町ビル4階

○国土交通省告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　国土交通大臣
二　都市計画事業の種類及び名称　金沢都市計画道路事業三・三・九号　武蔵橋場線
三　事業施行期間　自平成二十九年三月六日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　石川県金沢市博労町並びに下近江町並びに尾張町二丁目
五　収用の手続が保留される事業地　石川県金沢市博労町並びに下近江町並びに尾張町二丁目

○国土交通省告示第百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
堂洞
二　砂防法第二条の土地の表示
岐阜県揖斐郡揖斐川町坂内坂本字中之原四〇七九番地の一地内三等三角点中之原を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治三十一年内務省告示第八十七号で指定した土地の区域を除く。）
基準点から三〇四度四九分三二秒　一七一・六三六メートルの地点　一号
標柱一号から一七四度二八分一一秒　三二・二三一メートルの地点　二号
標柱二号から二三五度四五分四〇秒　三七・八四六メートルの地点　三号
標柱三号から二六六度一三分〇九秒　五〇・七〇〇メートルの地点　四号
標柱四号から三三八度一三分四八秒　二二・四五〇メートルの地点　五号
標柱五号から四度二四分三四秒　四四四・七八六メートルの地点　六号
標柱六号から二九八度三九分三三秒　八七・六九七メートルの地点　七号
標柱七号から二〇五度〇八分五一秒　一一七・七四二メートルの地点　八号
標柱八号から二八五度二一分二五秒　三五・六五五メートルの地点　九号
標柱九号から六度五三分三二秒　一九・〇〇〇メートルの地点　十号
標柱十号から二七度二六分三六秒　八二・八二三メートルの地点　十一号
標柱十一号から四七度〇五分五一秒　九八・三二三メートルの地点　十二号
標柱十二号から九八度三三分三四秒　三一・二七一メートルの地点　十三号
標柱十三号から一四七度二三分三一秒　一〇四・四五四メートルの地点　十四号
標柱十四号から一七七度二〇分二九秒　二〇〇・〇〇二メートルの地点　十五号
標柱十五号から二一一度二九分五七秒　二四・八八六メートルの地点　十六号
標柱十六号から一八八度四二分〇一秒　一一九・五五二メートルの地点　十七号
標柱十七号から一七二度五六分三七秒　五五・三九七メートルの地点　十八号

○国土交通省告示第百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
厚木沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線（標柱十三号と十四号については、平成十五年国土交通省告示第千五百五十四号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）、標柱二十四号と一号については、平成十六年国土交通省告示第二百八十五号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都三宅島三宅村坪田	
一三五二番	一号
一三六六番	二号及び三号
一三七三番	四号から六号まで
一三七五番	七号及び八号
一六八三番二	九号及び十号
一五七八番三	十一号
一五七八番六	十二号